

土地所有権の分割：退職直接税局長ジメル氏による 1883 年4 月4 日の講演

湯村，武人

<https://doi.org/10.15017/4474767>

出版情報：経済学研究. 43 (1), pp.73-98, 1977-07-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



土地所有権の細分

——退職直接税局長ジメル氏による

1883年4月4日の講演——

湯 村 武 人

訳者のまえがき

以下に訳出するのは、「パリ統計協会雑誌」*Journal de la Société de Statistique de Paris* の第24巻（1883年）に掲載されている、「土地所有権の細分、退職直接税局長ジメル氏による1883年4月4日の講演」*La Division de la Propriété, Conférence du 4 Avril 1883, par M. Gimel, directeur des contributions directes en retraite.* の全訳である。但し、原文には多くの注がついているが、その訳出は必要最少限に止めた。

19世紀のフランスは、少くとも60年代以降にならないと、土地所有権や農業経営規模に関する全国的な統計を持っていない。そのために、あるいは土地所有権の、あるいは農業経営の、集中や分散が論じられながらも、その根拠は専ら地租の徴集のための税務関係資料に求めざるをえなかった。然し、もともと作成の目的を異にするこうした資料に拠って上記のような分析を行なうことには、大きな無理がある。資料の性質についての十分な知識をもち、利用に当って如何なる配慮を加えることが必要であり、また如何なる工考が可能であるかを熟知している、有能な専門家にして始めて誤りなく行ないうると言えよう。ジメル氏がそうした意味において最も高い評価をうけている第一級の人物であることは、例えばド・フォーヴィユの『土地細分化』（*Alfred de Foville, Le Morcellement*）を読んだすべての人が充分に知っていることだが、この稿の掲載に当って編集部が添えている紹介の言葉を次に引用しておこう。

「この要約はジメル氏が届けてくださった覚書に基

づいて作成された。この要約は、同氏がこれまでに徹底した研究を行ない、かつまたそれに対して高度の権限をもっておられる主題に関して同氏が準備されつつある著作が、1日も早く公刊されることを待ち望んでいる統計学者や経済学者たちのいらだちを、ますます大きくするだけであろう。」

なお、以下の本文のより良き理解のために一言だけ説明を添えておけば、ジメル氏は、次々にジェル県、イオンヌ県、イゼール県、およびノール県の直接税局長を歴任しており、このことが同氏のこの輝かしい業績を生み出すうえに大きな役割を演じていることは明らかである。

—— × × × ——

土地コット一覧表 (*les relevés des cotes foncières*)。——フランスにおける土地所有権の細分を研究しようと思う時には、土地コット一覧表を参照するのが慣わしである。これらの一覧表とはどんなものか、重ねて論議しなくても済むように、まず最初に、コットとは何かを明確にしておこう。

行政用語で「コット」(*la cote*)、「各人への割当分」(*quota pars*)と言うのは、課税として各人が支払いを義務づけられている割当分である。コットと納税者名簿 (*le rôle*) の「項目」(*l'article*)とは別であり、前者は後者の一部分である。コットが関係するのはこの「項目」全体の額ではなく、単にそれぞれの租税種類毎の額だけである。納税者名簿の項目はあらゆる種類の直接税、すなわち地租、住民税、動産税、戸窓税、営業税を包含しうが、コットはそのうちの1つだけにしか関係しない。つまり、土地コット

(*les cotes foncières*) とか、動産コット (*les cotes*

mobilières) とか、その他等々、とかいうような言い方がされる。土地コットは土地財産だけの税金であり、したがって、土地財産を反映する。納税者名簿はコミューン単位に作成されているので、土地コットとは土地所有者がそれぞれのコミューン内に所有している土地に対して支払わねばならないものである。多くの人々が多数のコミューンにおいて土地所有者であり、かくして多数のコットをもっているので、コットのほうが土地所有者よりも数が多いという結果になる。けれども、たとえこの2種類の数字が等しくはないとしても、両者の間には殆んど一定した関係が存在する。だからこそ、その何れか一方から他方を推論することに努力されるということになる。

かくして、以下に遂行される作業の真の表題は、「土地コットと土地所有権の細分」(Les Cotes foncières et la Division de la propriété)ということになる。

× × ×

1816年に、1790年12月1日の法律によって地租が創設された時以来初めて、行政当局は、この租税のコットをカテゴリ毎に並べた一覧表を作成させた。この時に公表されたカテゴリ(1816年8月26日の通牒に添えられたモデル)は次の如くであった。

第1カテゴリ	20フラン及びそれ未満
第2	21フランから30フランまで
第3	31フランから50フランまで
第4	51フランから100フランまで
第5	101フランから500フランまで
第6	501フランから1,000フランまで
第7	1,001フランから以上

1816年に認められたコットの総数、すなわち公式の、ないしは少なくとも慣習上公式なものと見做されたコットの総数は10,083,751である。この総数のそれぞれのカテゴリへの分解は、大蔵省の火災以後、今日ではわからなくなっている。さきに掲げた7つのカテゴリ毎に配列された1815年のコット一覧表がド・ガエット公爵(duc de Gaëte)の覚書の中にはっきりと

書き残されているが、その合計は10,414,121であり、これは、それ自体が既に過大であると強く疑われている上掲の数字を330,370も上廻っている。

二番目の一覧表は1826年に作成された。(3月21日の通牒)。この一覧表は、1816年のそれをもっていたような諸欠陥に傷つけられてはいないが、それと同じ様に、依然として20フラン未満のすべてのコットを唯一つの数字にぐたませにするという不都合をもっている。このことは誠に遺憾なことである。なぜなら、最も大切なことは、この場合、階梯の両極、換言すれば最小規模のカテゴリのコット数を明示することだからである。1816年のカテゴリ区分は、1826年には、101フランから500フランまでのカテゴリを次の2つに分割するという修正を蒙っている。

1 番目 101フランから300フランまで

2 番目 301フランから500フランまで

このような修正が行なわれたのは、それ以前の諸表の場合には留意する必要のなかった選挙資格税額の故である。

1836年の第三番目の一覧表では、第1カテゴリ、すなわち20フラン及びそれ未満が、3つに分割された。

5フラン未満

5ないし10フラン

10ないし20フラン

それ以外の階層は以前のままに据え置かれている。

行政当局は、1826年にはコットの「数」と「額」とを求めたが、1836年には数だけしか求めなかった。

1842年と1858年には、カテゴリ区分は依然として1836年と同じままだった。1842年には、数だけしか提示されていない。1858年には、1826年におけると同様にコットの数と額とが要求されたが、初めの6つのカテゴリに関してはすべて近似値を示すという余裕を残している。

かくして、カテゴリ毎に表示されている5つの一覧表が、1816年、1826年、1836年、1842年、1858年の各年次について存在するわけだが、それ以外には1つもない。時として架空の一覧表を作り出す不当な製作に

土地所有権の細分

対して要領するために、この点を記憶しておこう。

カテゴリ毎に作成された一覧表の1つの見本を示すと、次の如くである。

カテゴリー	コット数		増加
	1835年	1858年	
5フラン未満	5,205,411	6,686,948	1,481,537
5～10フラン	1,751,994	2,015,373	263,379
10～20フラン	1,514,251	1,744,436	230,185
20～30フラン	739,206	821,852	82,646
30～50フラン	684,165	758,876	74,711
50～100フラン	553,230	609,562	56,332
100～300フラン	341,159	368,631	27,472
300～500フラン	57,555	59,842	2,287
500～1,000フラン	33,196	37,333	4,137
1,000フラン以上	13,361	15,870	2,509
計	10,893,528	13,118,723	2,225,195
備考	ここで、すべての階層が増加になっていることに注意すべきである。土地面積を反映する税金が問題になっている場合には、このことは奇妙なことではないだろうか？こうした増加は、たとえコット数については場合によっては可能であるとしても、土地だけにかかわる税金の額としては、在り得ないことだろう。		

× × ×

行政当局は、1832年に、たとえカテゴリ毎に区分された一覧表と同じだけの価値はもたないにしても利用価値が全くないわけではない情報を、この問題について、大胆にも、経費もかけず特別の作業も行わずに、手に入れることを思いついた。それは、毎年、納税者名簿の発送者毎にコット数を計算させ、カテゴリ毎の明示なしのコミューン毎の数値を、直接税総原簿の冒頭にこの目的のために設けられた枠の中に記入させるという方法であった。こうして、この種の資料が、1832年から1836年に至る諸年次について作成された。けれども、この資料は県の文書庫に閉じ込められただけで利用されていないことに、程なく気付か

れた。かくして、1837年以降（1836年9月18日の通牒）、それは、毎年作成されて省宛てに送り届けられていた納税者名簿税額表の付録という形をとっている「行政情報」（les renseignements administratifs）の中に転載された。この資料はこの年以降ずっと継続されており、現在までに47年次分を擁している。以下に掲げるのは12年分の要約である。

1815……	10,083,751	1858……	13,118,723
1826……	10,296,693	1861……	13,658,018
1835……	10,893,528	1865……	14,027,996
1842……	11,511,841	1871……	13,820,655
1848……	12,059,172	1876……	14,116,675
1851……	12,394,366	1881……	14,298,008

もっと仔細に検討したいと望む場合には、フランスの領域の構成が1859年以降修正を蒙っているために、県毎の内訳を示す諸表が参照されねばならない。

特に指摘しておかねばならない違いは、「年次別」（annuels）という名称で呼ぶうるこの第二のカテゴリの表は、コットを、その大小を顧慮せずに、数だけを計算させていることである。そこでは、小コットも大コットと同じ席を占めている。カテゴリ毎の一覧表では、これに反して、税金額の大きさが重要な問題になっている。

年次別表は、県毎に検討すると、おそらくは厳密な正確さを提示していないし、そのことは一般にも理解されている。直接税行政は年々素晴らしい正確さ（納税者名簿の税額表についてはこのように評価できる）を実現しているが、その職業上の誠実さを決して拘束することのないこうしたコット数の計算については、同じような心配りを余儀なくされていない。例えば、「項目」の数は納税者名簿の完全な作成に対して認められている手当の基礎であるので、どんな審査にも挑戦するような厳格さをもって作成されている。けれども、コットの数はどんな手当の基礎としても役立たないので、その数を厳格に数えたり、この点に関する検査を組織化したりすることに、現実的な関心が持たれていない。したがって、コット数というものは、どんな

に些細な不正確さからも免れているというような情報の一つではない。だから、いつか諸君がコット数一覧表を長い年次系列にわたって提示している表を目にする場合にも、今はなきわが協会の総裁レオンス・ド・ラヴェルニュ (Léonce de Lavergne) の場合にそうしたことがおこったように、幾らかのごたごたが認められたからといって、早やまって事態の逆転を信じたりしてはいけな。その『フランスの農村経済』 (Economie rurale en France) の107頁において、彼は、セーヌ・エ・マルヌ県に関して、次のように述べている。

「1848年の革命以前には小耕作がその地面を扱げた。多数の農場が解体されて地片毎に貸付けられた。物価の低落が訪れた時、これらの小経営者たちは支払いが出来なかった。……………この恐慌は、過度となる惧れのあった細分化の発達を停止させた。」ところで、このような推論に靈感を与えたものを御承知か？ 通常は年毎に1,400コットの増加をもたらしていたセーヌ・エ・マルヌ県が、1848年については、筆耕の不注意の結果としての、117の減少を立証する数字を提示したのである。1849年については、1848年の筆耕の誤り分の訂正と年々の通常の増加分とが合算されて、3,014の増加をもたらした。細分化の発達を停止させた恐慌は一体どうなったのか！

若干の部分的な汚点に法外に心を奪われないようにしよう。それは決して全体的な結果まで変質させるものではないのだから。大数の場合には猶予が存在する。いくらかの誤りは、他の誤りによって加重されないで、しばしばそれによって埋め合わされる。単純に、総計の比較対照にかかわる事柄だけを、すなわち、全体としてのフランスについて見ればコット数は常に増大していくということだけを抑えるようにしよう。

一覧表の特徴を明確にするために更にもう一言。

1836年の通牒によって命じられたもので、われわれが年次別という呼称で呼んでいる表は、一つの統計上の必要に鼓舞されていたと言える。カテゴリ毎のそれ

は、これに反して、政治的思考の中で誕生した。制限資格選挙制度の下にあって、それは、人口調査のように選挙資格人及び被選挙資格人を編成した。そのうえに、良く知られているように、土地所有権は王政復古政府の主要関心事の一つであった。

これらの様々な一覧表のうちの幾つかは、その発表を、商務省刊行の『フランス一般統計』 (Statistique générale de la France) 諸冊中の「領域と人口」の部に委託されていた。それは、長い期間にわたって、かなり制限された形での、而も時として遅くなつての、この省の四つ折り大版にくつついた形での、公開しか受けなかった。

1816年、1826年、1836年、の諸表は、カテゴリ毎に作成されたのだが、1837年に刊行されたこの統計書の第Ⅲ巻第26表に、県単位の単一数字として掲載されているにすぎない。次の第27表は1835年の一覧表を収録している。第2シリーズ (1855年) の第1巻は、1842年のコットの県毎及びカテゴリ毎の一覧表を収めている。この表は、四つ折り大版双書の第Ⅳ巻をなす1862年の農業10年毎調査に再録されており、ベルジェールヴロー家 (la maison Berger-Levrault) によって1868年に再刊行された。この出版には、そのほかに、1851年、1860年、1861年、1862年、1863年、1864年、および1865年の年次別表の一覧表、並びに、1836、1842年、および1858年のカテゴリ毎の諸表が収録されている。

言い落しをなくするためには、1826年の表が1830年3月公刊の『財務行政に関する国王への報告』 (Rapport au roi sur l'administration des finances) の付録の一部をなしていることを、まず最初に述べておかねばならなかつただろう。

官庁出版物中の第一ランクの一つを占める一つの集録、大蔵省の『統計及び比較法規報告書』 (le Bulletin de statistique et de législation comparée) は、その1882年10月号に、1836年、1842年、1858年の連続した諸一覧表、及び18の年次別表、すなわち、同じ1836年、1842年、および1858年のそのほかに、

土地所有権の細分

1826年, 1851年, 1861年, および1871年から1881年に至る諸年次のそれを加えたもの, を掲載している。この掲載は, 土地所有権の動向に関するこの貴重な情報, が, このあと毎年, その検証の済み次第に公表されることを期待することは許す。これは, 真面目な研究の愛好家たちがわれわれの卓越した同僚である『報告書』の長官のお蔭によって獲得することになった, 新しく且つ現実的なサービスであり, われわれは, この見識ある熱情家に心からの敬意を捧げたいと思う。さらにまた, 統計的業績を促進するために与えられている高度の配慮の点で, 行政当局に対しても感

謝が捧げられねばならない。

次の表は, 最も興味深い比較の資料を提供するように選ばれた, 8つの年次についての県毎のコット数を示している。1816年の明細表は, とりわけ, それが如何にぐたぐたによって汚されていたかを1826年のそれと対照することによってはっきりと理解させることを目的とする。

以上が土地コット明細表の公式書誌学である。書誌学のあとは文学に移り, それから如何なる情報が惹きだされるかを見よう。

土地コット数

県 名	1815.	1826.	1835.	1848.	1851.	1865.	1871.	1881.
Ain	128,650	134,674	142,176	158,974	166,673	186,668	195,089	201,891
Aisne	187,409	206,279	209,256	238,119	246,935	267,127	268,788	271,507
Allier	55,734	57,129	64,886	76,053	79,740	92,043	98,338	104,561
Alpes (Basses-) ..	52,159	50,718	52,437	56,473	59,701	64,896	66,214	67,435
Alpes (Hautes-) ..	41,475	38,963	39,979	46,021	48,452	55,936	58,321	60,564
Alpes-Maritimes...	—	—	—	—	—	66,161	66,638	71,989
Ardèche	76,989	83,749	89,808	106,148	111,879	129,041	135,927	143,022
Ardennes	111,223	117,198	122,583	137,469	142,155	152,643	156,368	155,887
Ariège	73,875	73,368	83,149	91,469	94,920	113,124	119,759	126,052
Aube	152,430	166,517	154,338	169,933	176,197	191,184	195,689	196,204
Aude	77,014	79,463	87,819	99,345	105,925	118,614	122,501	127,864
Aveyron	118,170	114,555	116,042	131,606	136,179	157,488	165,392	178,187
Bouches-du-Rhône	84,346	81,248	90,635	98,883	101,109	116,497	122,783	126,144
Calvados	171,940	162,101	168,799	179,026	182,773	184,886	185,656	180,213
Cantal	51,402	55,699	58,821	70,085	72,608	80,269	82,793	84,376
Charente	136,996	155,131	155,539	165,988	170,830	186,249	194,103	201,177
Charente-Inférieure	215,968	219,057	230,942	247,441	259,957	284,246	296,773	309,296
Cher	68,142	74,794	80,200	87,257	90,878	103,251	111,608	120,022
Corrèze	58,448	57,900	67,043	78,485	81,763	93,470	97,539	103,490
Corse	52,513	55,450	58,734	67,081	72,039	89,211	96,120	103,495
Côte-d'Or	139,889	149,206	157,860	177,244	181,171	199,381	203,830	207,635
Côtes-du-Nord ..	137,127	138,015	159,716	174,902	176,627	184,017	190,614	197,525
Creuse	58,318	62,096	69,618	84,397	86,896	97,255	101,922	105,990
Dordogne	137,114	143,397	144,282	161,483	170,799	189,315	198,131	204,858
Doubs	86,466	91,174	96,078	107,929	112,056	124,102	127,809	132,832
Drôme	78,802	87,578	95,559	106,122	113,180	127,188	132,523	136,260
Eure	180,625	179,633	181,517	193,687	191,549	203,201	204,333	197,267
Eure-et-Loir	146,097	142,002	140,901	154,757	157,612	165,819	168,147	170,192
Finistère	79,655	74,436	84,396	105,001	105,843	109,885	113,897	119,101
Gard	105,297	105,188	114,393	128,863	132,714	154,458	162,543	171,054
Garonne (Haute-)	119,927	123,800	132,236	151,251	156,278	180,896	192,329	205,728
Gers	93,445	98,320	104,479	116,479	120,719	135,912	140,883	144,247
Gironde	156,440	164,729	178,272	194,018	200,322	229,198	241,687	256,712
Hérault	97,263	101,514	115,048	130,627	136,280	153,397	161,367	171,829
Ille-et-Vilaine	150,282	127,774	143,550	156,588	158,649	168,742	174,535	185,229
Indre	71,636	75,124	83,276	93,243	99,495	113,705	122,023	131,533
Indre-et-Loire	111,863	107,318	114,801	124,310	129,640	143,229	149,269	156,060
Isère	165,884	172,036	195,450	217,068	226,745	257,767	267,411	275,830
Jura	112,386	117,561	122,241	134,326	138,401	150,956	156,796	161,753
Landes	44,778	39,413	40,446	44,183	46,391	51,482	54,665	56,706

県 名	1815.	1826.	1835.	1848.	1851.	1865.	1871.	1881.
Loir-et-Cher	95,840	90,025	95,051	100,839	104,526	117,576	125,162	131,854
Loire	74,798	81,821	94,732	102,360	106,437	124,346	133,164	142,862
Loire(Haute-).....	94,559	86,206	93,858	105,739	110,091	128,820	135,210	146,031
Loire-Inférieure...	106,858	115,701	128,089	145,245	151,672	174,154	185,317	197,646
Loiret.....	112,454	111,442	118,143	123,104	126,762	142,894	148,934	156,391
Lot	109,335	108,136	111,948	119,125	123,867	139,848	146,020	153,118
Lot-et-Garonne ...	123,952	118,142	122,558	130,072	132,609	145,469	150,895	152,884
Lozère	49,251	41,105	43,847	47,908	50,446	54,834	57,198	59,536
Maine-et-Loire ...	153,272	132,066	140,411	152,583	154,579	166,454	171,996	183,023
Manche	172,147	185,786	192,038	207,688	212,482	222,207	225,268	224,851
Marne	168,167	169,782	179,318	189,004	193,756	207,140	210,919	215,013
Marne(Haute-) ...	114,622	117,367	124,714	138,068	141,679	158,953	163,972	166,384
Mayenne	90,692	86,386	86,503	69,939	70,535	75,194	76,802	76,957
Meurthe-et-Moselle	152,849	160,197	171,682	188,607	198,528	211,103	177,640	181,882
Meuse	148,438	150,746	157,180	167,251	171,394	182,167	185,913	187,223
Morbihan	91,948	93,475	96,602	117,369	118,878	131,268	138,322	142,607
Moselle	137,070	143,805	153,968	174,595	179,399	197,841	—	—
Nièvre	75,422	77,350	83,861	99,599	104,629	123,409	132,411	140,827
Nord	205,160	221,552	221,552	261,285	269,214	293,654	306,769	318,497
Oise	211,612	210,220	214,149	230,128	236,399	245,999	250,193	246,752
Orne	136,971	142,802	147,135	155,568	159,601	167,444	169,562	168,444
Pas-de-Calais	215,828	226,330	232,002	261,331	268,956	294,701	302,413	305,026
Puy-de-Dôme	179,328	198,131	225,172	258,023	268,516	300,357	311,605	322,384
Pyrénées(Basses-) ..	92,666	91,494	94,893	103,626	105,825	118,585	122,879	125,852
Pyrénées(Hautes-) ..	73,316	72,368	78,713	91,099	94,409	108,505	114,733	123,840
Pyrénées-Orientales	51,721	48,247	54,906	62,476	65,616	77,716	83,102	91,084
Rhin(Bas-)	204,134	215,635	231,956	258,640	268,942	289,645	—	—
Rhin(Haut-)	155,808	159,395	174,015	188,229	193,225	208,714	25,789	26,915
Rhône	72,241	82,761	81,044	103,121	109,303	121,517	125,743	131,818
Saône(Haute-) ...	122,627	121,800	129,312	147,065	156,141	176,544	185,467	190,479
Saône-et Loire ...	135,770	147,194	158,724	178,161	184,038	203,727	212,542	217,270
Sarthe	122,045	121,934	124,521	130,612	133,761	144,286	148,753	150,924
Savoie	—	—	—	—	—	119,313	126,809	137,487
Savoie(Haute-) ...	—	—	—	—	—	113,525	113,788	120,443
Seine	65,583	61,327	66,897	87,279	90,700	125,181	139,981	157,553
Seine-Inférieure...	126,403	128,232	134,071	143,760	145,010	154,641	156,127	155,111
Seine-et-Marne ...	156,129	160,788	172,606	185,681	190,873	206,037	211,264	213,347
Seine-et-Oise	214,601	224,913	217,344	243,974	249,896	262,371	266,480	269,200
Sèvres(Deux-) ...	127,998	124,556	127,942	136,043	140,990	155,782	163,402	172,245
Somme	234,933	243,193	248,927	270,075	278,814	304,222	310,857	310,114
Tarn	84,675	87,282	94,479	105,086	109,660	122,422	129,920	139,071
Tarn-et-Garonne ..	82,416	82,986	86,711	93,958	97,328	108,301	111,993	113,829
Var	94,782	97,794	109,560	115,896	117,912	97,941	101,000	102,799
Vaucluse	75,320	75,668	81,240	94,394	98,516	113,002	118,628	122,912
Vendée	104,967	111,022	124,118	133,707	137,347	154,970	163,327	175,758
Vienne	110,548	111,192	120,518	134,683	137,535	152,858	163,002	175,363
Vienne(Haute-) ...	49,165	52,303	59,733	71,050	73,490	79,799	82,069	85,124
Vosges	134,086	137,806	148,699	164,543	169,888	187,453	184,416	188,311
Yonne	183,067	183,920	190,786	208,145	217,121	243,198	252,146	259,250
	10,083,751	10,296,693	10,893,528	12,059,172	12,394,366	14,027,996	13,820,655	14,298,008

× × ×

細分化に関する論議: パッシィ (Passy) 氏と彼の支持者。

世紀初めの数年間には、統計は僅かしか働きをしなかった。然し、民法典に定められた相続法規が、やが

て、いわゆる過度の細分化を防ぐための政策を要求させるようになった。農村法 (le Code rural) の草案作成者たちは、1808年に、彼らの周辺で流布されていた諸思想を反響して、とりわけ、地片毎の再分割がそれ以上は認められえないという最小限界値を定めるこ

とを提案した。やがて王政復古期の最初の諸年次が到来し、中小の土地所有権に関する活発な議論を高めることになる。1820年の選挙法に関する議論の中で、多く問題とされたのは土地的な富であった。レヴィ公爵 (duc de Levis) は、こうした議論に依拠して庶民世襲財産の創設を提案した。1826年に、議会の演壇を著名にした記憶されるべき議論によって、公的な関心が、強烈な光彩を伴って細分化問題に向けられた。当時の政府が、憲章と両立しうるような貴族階級を再建する目的で、長子権と限嗣相続制とを再制定するように提案したことは衆知のことである。法案は、何れ劣らぬ手腕をもって攻撃され弁護された。最も卓越した25人以上の演説者が貴族院での討論に参加した。この討論を読むことは今日なおきわめて教訓的である。モレ (Molé) ; ロワ (Roy) , パキエ (Pasquier) , レーネ (Lainé) , バラント (Barante) , モシタランベール (Montalembert) , シメオン (Siméon) , コルヌデ (Cornudet) , ケルゴルレ (Kergorlay) , ドカズ (Decaze) , ブロイ (Broglie) , ラリ＝トランドル (Lally-Tollendal) , ダリュ (Daru) が、法案と格闘する名誉を担った。首相兼大蔵大臣であったド・ヴィレール (de Villèle) 氏は、法案を護るために、土地細分によって喚起された不安を正当づけたり、現在の土地所有者数と10年以前に確められたそれとを比較してその急激な増加を証明したりすることに努めた。彼は、3月21日の通牒によって、各県に新しい土地コット一覧表を要求していた。然し、彼が演壇に上ったその時(4月3日)には、大臣はまだその結果を知らなかった。そこで彼は、その埋め合せに、彼の言うところによると共に平均363,560人の人口をもつ数県の納税者名簿を基礎にして作成した部分的一覧表を使用した。この数字を基礎にして、1815年の納税者名簿は149,311という納税義務者数を、1826年のそれは161,739という納税義務者数を提示した。行なわれた階層区分によると、その10年間に、20フラン未満のコット数は約 $\frac{1}{4}$ だけ増加、1,000フラン以上のコット数は $\frac{1}{2}$ だけ減少したことが認められた。然しこの表は、

満足できる成果を提示するのには程遠いしろものだった。

法案がどんな運命を辿ったかは良く知られている。この法案を構成する条文のうちの $\frac{2}{3}$ は見捨てられた。 $\frac{1}{3}$ は上院によって採択されたあと下院に廻り、バンジャマン・コンスタン (Benjamin Constant) がさらにその中から新しい論拠を探し出した討議を惹きおこした。それらの論拠のうち、最も決定的とは表明されなかったという理由で想起を怠られるべきではない、そしてまた、しばしばそれに立ち戻る必要のある一つの論拠がある。

「土地所有権の細分化は悪であるか? 私はここで、小耕作か大耕作かという、上院であれほど喧しく議論された問題、細分化に伴う危険ないし利点を評価する上にその解決が必要欠ぐべからざるものである問題、に触れることは出来ない。けれども私は、大革命によって創り出されたもののような異常且つ一時的な状況を除けば、土地の細分化は、常に、それを超えれば致命的なものとなるその限界点で停止すると言いたい。……」

「人間というものは、他人の見解によって方向を変えさせられることなく自らの利害に従って行動するものであるから、土地は、より適切に耕やされ且つより生産的であるために必要とされる程度においてのみ分割されるであろう、と確言することが出来る。」

われわれは、それに伴う興味が如何に大ききろうとも、1826年の討議の説明にこれ以上手間取ることは出来ない。ただ、どうしても述べておかねばならぬことは、それらの討議が、経済界において争う余地なく明白な勢力を享受してきた1人の闘士、世論によって土地所有権の分布についての権威であると50年間にわたって認められ、今われわれの心を占めている問題におけるその卓越した役割を想起させることこそがわれわれの敬虔な義務である1人の闘士、を刺激したということである。その人物の名はイポリット・パッシィ (Hippolyte Passy) という。

1826年に、イポリット・パッシィはまだ議員ではな

かったので、出版物によってしか闘争に参加出来なかった。かくして彼は、その著書『文明の進歩との関係における貴族階級について』(De l'Aristocratie dans ses rapports avec les Progrès de la civilisation)を公刊した。その序文において彼は言う。

「おそらく人々は、この本の中では、小および大土地所有という屢々論争を煽りたてた問題についての特別の検討に出会わないのに驚くだろう。……わたしは、この問題を解明する目的でわたしがこれまでに集めておいた材料を利用する余暇が、何時の日にか与えられることを希っている。」

イポリット・パッシィは軽々しく作業を進めるようなことをしなかった。彼は1826年の約束を果すのに12年を費やし、1838年9月1日に、自分をその会員に認めたばかりの道徳及び政治科学アカデミー宛に、その覚書『世襲地の分割とそれが富の分配に及ぼす影響について』(De la Division des héritages et de l'influence qu'elle exerce sur la distributions des richesses)、すなわち先の『貴族階級について』という著書の補足物としての覚書、を提出してその約束を果たした。

彼がこの覚書を作成した時、5つの土地コット一覧表のうちの3つ、すなわち、以下のような数字を提示する、1816年、1826年、および1835年の一覧表が公けにされていた。

	コット数	増 加	比 率
1815年	10,083,751	212,942	2.10%
1826年	10,296,693	596,835	5.90%
1835年	10,893,528		
		809,777	8.00%

そして彼は結論した。

「1836年に先立つ20年間に、フランスの総人口は14%増加したが、同じ期間内には、土地コットは8%しか増加していないので、土地所有者数は、人口の残余部分と同じ比率では増加しないで、割合としては2½%

だけ縮小したことになる。富の分配により多くの平等がもたらされたどころか、相続による分割が不平等の諸原因をして勝利するがままに委せ、一つの集中運動が実現された。土地所有権は、安楽がより一般的に普及したその同じ時期に、集中された。」

これらの章句は、土地の配分の問題についてのイポリット・パッシィの理論を定式化している。このあと彼は、新しい事実を前にして、若干の修正を、尤も軽微な修正だが、加えた。しかし、根本的な思想は頑強に捨てられていない。例えば、1842年に新しい土地コット一覧表が作成され、そしてそれは、むしろ彼の教唆によったのだが、彼はそれを、1844年と1845年に道徳及び政治科学アカデミーに提出した彼の有名な『耕作組織の研究』(Recherches sur les Systèmes de culture)につけた「付録」(l'Appendice)の作成に、利用した。この本のアカデミーへの提出が、彼と(ドローム県の)ベランジェ(Béranger)氏との間に一つの論争を惹きおこしたわけだが、その時彼は述べている。「土地所有者数は、法外に増大することはなく、人口の全体的運動に追従してさえもならず、フランスの住民総数に比較すると、1842年には、1815年に較べてやや小さくさえなっていた。(154頁)」

もはや「集中」(concentration)という言葉は口にされていないが、土地所有者数は1815年に比べると小さいという、ニュアンスは認められる。

パッシィはさらに、別の資料の中に、自分のテーゼに有利な一つの議論を見付けた。土地台帳は1840年頃を終期としていたが、若干数の県では、再びその新しい作成が計画された。そして1845年には、新旧2つの土地台帳の結果をコット数及び地片数について比較することが、37の^{カントン}小郡について可能であった。この比較の中で彼は結論した、「純粋に土地的な所有権は、現在、32年以前に較べてより多くの所有者間に分割されているなどということはない。」これも また もう一つのニュアンスであることは誰にもわかる。

年代順という点では、パッシィの見解を検討する前に、レオン・フォーシェ(Léon Faucher)のそれを

挙げねばならなかっただろう。彼は、ロンドンとパリで同時（1836年11月）に発表された重要な論説の中で、イギリスにおける土地所有権の最も極端な集中にフランスにおける土地所有権の最も極端な細分化を対比させ、後者の弊に対応するための手段を探索して、小土地所有権と大耕作とを調和させるための協同（l'association）を推奨した。「土地所有権は微塵に砕けている」（La propriété tombe en poussière）；と言ったのは彼である。このテーゼが発表されてから50年が経過したが、僅かの帰依者しか得られなかった。このテーゼは、（パッシィの）『世襲地の分割』に関する覚書が現われる2年前に主張されていることに注目すべきである。それは、2年後にもまた同じように述べられたらだろうか？

イポリット・パッシィの思想は、細分よりもむしろ集中があるという思想に立ち戻っている。幾つかの短かい引用がこの理論の及ぼした影響を示してくれるだろう。

ロシ著『経済学講義』（Rossi, Cours d'économie politique, P.79）

「大所領の数は、減少するどころか、むしろ増加する傾向にある。……」

「中土地所有権の今後の再分割は、わが社会の状態では、殆んど惧れるに当らない。（83頁）」

ティソ著『ブザンソンのアカデミーによって授賞された覚書』（Tissot, Mémoire couronné par l'Académie de Besançon, 24 août 1841）

「土地所有権の増加は、一般に信ぜられているように際限なく小規模化してゆくことは決してない。土地の細分化と、そしてとりわけ土地所有権の細分とは、それが一般に乗り越えることのない、ないしは長期にわたっては乗り越えることのない、一つの限界をもっている。事実、この限界はわが国では既に到達されている。集中化が再び始まり、現在では分割を上廻る強さの歩度で進行している。（29頁）」

ミシュレ（Michelet）はその著『人民』（le Peuple）（1846）の中で、パッシィ氏を証人に呼んでいる。

トロプロン（Troplong）氏は、ミシュレを証人に呼んでいる。

直接税局長で『地租史』（l'Histoire de la contribution foncière）（1846）の著者であるボワショーズ（Boichoz）。：「1835年から1842年にかけての7年間に、小土地所有者数は大土地所有者数に較べてずっと弱い比率で増加した。」

コシュ（Cochut）氏は、力強い文体で表現された最も健全な思想が見出される高い才能をもった2つの論説『両世界評論』Revue des Deux-Mondes, 1848年9月、10月）の中で、

「資本は、投機業者の致富と古い諸家族の復興によって集中する傾向をもっており、土地所有権の再興が試みられている。1835年と1842年の一覧表の中で、一方で500フラン以上の税金の数は $\frac{1}{2}$ 以上も増えて53,000という数を超えているというのに、小コットは、殆んどそれとわからない程度の増減を伴いながら、依然として古い枠内に止まっているのが見られる。」と述べている。

レオンス・ド・ラヴェルニユの「英国の農村経済」（l'Economie rurale en Angleterre, 『両世界評論』1853年3月, 1,113頁）。「多数の土地所有権がフランスで再構成されており、土地コットの運動においては小コットが大コットを上廻る速さで増加していることが指摘された。」

ド・カザビアナ（de Casabiana）氏の『農村法案』（Projet de Code rural, 1859）。「極点にまで押し進められた分割は一切の農業進歩に障害となる。」

ヴォロウスキ（Wolowski）〔『土地の細分』Division du sol（『両世界評論』, 1857年8月1日）〕。「わが国の相続法の影響は、資本や土地所有権に固有の集中力と平衡を保つのに辛うじて足りており、……分割は、一般に想像されているような強度をもって作用することから程遠い。小コット数は緩慢にしか増大しておらず、それが占める土地面積はむしろ減少しつつある。人口はより急速に増大した……。」あたかも『世襲地の分割』の著者が語っているのを聞

くかに思われる。

以上が響導者たちの言葉である。群集はその後を追う。これらの引用は、イポリット・パッシィの影響を示すに充分である。

然しながら、挙げるべき名前がもう一つある。ルゴワ (Legoyt) 氏のそれである。農商務省の一般統計局長官であり、この省に集められたすべての資料を自由にできるだけでなく、そこに欠けている資料を手に入れることが出来たのだから、ルゴワ氏は、これほど論議された問題の解決を与えるように要請されていると思われた。然し彼は、そのような解決を与えようとは全くしなかった。『経済学辞典』(Dictionnaire de l'économie politique) の「土地細分化」(Morcellement) という項目の中で、彼は、自らは何の探求も行なわないでただ経済学者たちの考えを陳述し、細分化の動向に関してパッシィ氏から借用した若干の言葉を紹介している。『フランス及びヨーロッパ主要諸国における土地所有権の細分化』(le Morcellement de la propriété en France et dans les principaux Etats de l'Europe) に関する覚書の中でも、依然として彼は、師の誤った考えを再び借用し、いろいろの意見や既知の諸事実を比較しており、1835年から1842年にかけての大コットの増加に1842年から1858年にかけての小コットの増加を対立させたあとで、次のように付け加えている。「いつの時期から、また如何なる経済的状況の影響をうけて、この現象は生じ始めたのか? この点、これまでに挙げた資料の性質がそれを指示することを許さない。」

土地所有権の細分状態及びその歩みについての誤った見解を、フランスで半世紀近くもの間にわたって支配的なものとしていた状況の研究は、興味深い研究である。パッシィ氏がその研究を企てた時、カテゴリ毎の土地コット一覧表はまだ2度(1816年と1826年)しか作成されていなかったもので、それら2つの一覧表のデータに対して用心をするための理由が与えられていなかった。さらにまた、1837年以降にしか実施されないそれ以後に作成された多数の一覧表とそれとを比較

して、今日ではそうされているようにそれを検査し調整することが、まだ可能ではなかった。

1816年の一覧表は、それを出発点として用いる諸々の比較対照を誤らせた特殊な諸条件の中で作成された。このことを認識するためには、1816年と1826年の両調査の、県毎の内訳を示す表に目を投ずるだけで充分である。この表による限り、この期間内に、56県で増加が、30県で減少があったかの如くである。

増加は 348,804

減少は 135,862

差引 212,942

増加が報告されている56県のコット数は6,967,818であり、348,804はその5.01%に当たる。減少が報告されている30県のコット数は3,115,933であり、135,862はその4.35%に当たる。フランスの1/3の地域でのコット数が、残りの2/3の地域でのそれが5.01%増加したその同じ時期に、4.35%だけ減少する(偏差値9.36)ということを確認するか? 確実に否。それでは、このように異常な結果は如何なる原因によるか? 人々はモロー・ド・ジョネス (Moreau de Jonnès) と共に、躊躇なく答えることが出来る。「1816年の調査がずさんであったことによる」、と。ミシュレはその著『人民』の中で述べている(68頁)、「イポリット・パッシィ氏は確言する、1815年から1835年に、人口の残余部分と比較された土地所有者数は $2\frac{1}{2}\%$ 、すなわち40分の1だけ減少した……と。然し、1815年の調査は正確であるのか?」。地租納税者名簿原簿 (la matrice de rôle de l'impôt foncier) は、1816年には、建物の建てられていない所有地のそれと建物の建てられているそれとの2つに分けられており、若干の県〔中央行政事務局は、当時、地域的に4つの地方 (région) に分割されていた〕では2つの原簿のうちの1つ、つまり建物の建てられていない所有地のそれ、換言すれば固有の意味での土地台帳原簿 (la matrice cadastrale) の中に記載されている諸項目だけを一覧表に作成し、他の諸県では2つの原簿の双方に基づいて一覧表を作成した、ということが起りえた。今日、

土地所有権の細分

1816年の一覧表が不揃いであったという証拠は沢山ある。コットの調査が行なわれるようになる50年以上以前からその発展の法則を確定することが出来るし、たとえその年次年次の状況に起因する変動がどのような役割を演じたにしろ、1816年のものとされている数値と1826年、1835年、等々のそれとの間に存在する違いを、正常なものとする事は出来ない。したがって、1816年の一覧表は捨てられねばならない。

1816年を捨てると、事物の相貌は変わる。増加は1826年から1835年にかけては5.9%、1835年から1842年にかけては6.1%、一緒にして17年間に12%であり、人口のほうは7.8%である。これらの数値は、1815年から1826年にかけてと1826年から1836年にかけてという2つの期間を一緒にすることによって得られる、20年間にコットについては8%、人口については14%という数値とは全く違う。土地所有者数の増加が人口のそれよりも早い速度で進んでいる。したがって、この違いは、土地所有権の運動に無縁の原因によってその結果が無理にへし曲げられている最近の時期の作用によるものではなく、最も古い時期（1815年から1826年）のそれによるものであった。

租税徴集区の変更がある影響を与えたとされているが、この影響は実のところ副次的であり、何の影響ももたない。納税者名簿はコミューン単位に作成されており、徴集区単位に作られているわけではないのだから、徴集区の修正はコットの数ないし額に何らの影響も及ぼさない。

パッシィ氏は、したがって、1816年の調査の不確実性によって誤りに誘い込まれたのである。そして、この最初の調査と1826年のそれとの比較によって吹き込まれた観念が彼の頭に強く浸透していたので、ただ単に、1816年が偶々欠陥のあるものだったということだけでなく、すべての土地コット一覧表が、事実上、それが租税に関して打ち建ててしまった常識の点で、土地所有権の運動を論証する上の悪い情報源になってしまっているということに、気付かなかった。どうかそのことを判別願いたい。

コットとは、既に述べたように、納税者名簿の項目に記載されている税金額である。もしも納税者名簿が税金の本体 (le principal) だけを含むものだったら、この本体は、たとえ不変ということはないにしても、ある種の固定性をもっており、些細な点を除けばすべてのコミューンで同じ変動を蒙るわけだから、ある程度までは、そしてそうした変動を考慮に入れた上で、コットの運動に関する、したがってまた土地所有権の運動に関する、近似的な諸帰結をひきださうだろう。然し、納税者名簿は、国税として徴収された本体部分の税のほかに、県税やコミューン税として徴収された付加税を含んでおり、これらの付加税の割当はただ単に県を異にするに応じてだけではなく、コミューン毎に、しかも同じコミューンでも年次毎に変化するのだから、その結果として税金額や、したがってコットの階層区分に、諸々の比較から一切の正確さを排除してしまうような不安定性をもたすことになる。付加税は、1807年には20,700万の本体に対して3,700万、すなわち18%であったが、1882年には17,400万の本体に対して18,000万、すなわち104%であったことをわざわざ思い起させる必要があるだろうか？この比率は、1829年には59%、1840年には71%、1867年には80%であった。

税金のコットを基礎にして推論を行なうことによって土地所有権の運動を追う上に、もう一つの、そしてもっと困った不都合がある。それは、建物のたてられている所有地への割当からもたらされる不便である。この種の割当の場合には、面積は取るに足りない意味しかもたず、狭小な面積に対しても屢々高い数値に達するわけだから、土地の細分とは何ら共通するものがない。大きな家屋の建築は、都市では、大所有地を創り出すことなしに高額のコットを出現させる。政府が市民たちの選挙資格条件という見地からコットを分類する際には、建物のたった所有地のコットは建物のたっていないそれと同じ意味をもつ。けれども、そこに土地細分化の表現を求めようとする際には、それは一切をごちゃごちゃにする性質をもった混乱の要素を主

題中に投げ込むことになる。

さらに、ヘクタール当りの税金額は、49サンチーム（コルシカ）から363フラン（セーヌ県）と幅があるので、或る地方と他の地方との比較はきわめて曖昧なものである、ということをつけ加えておこう。

× × ×

面積のコットの一覧表（les relevés des cotes de contenance）。——県毎の税額の偏差は以上の如くであるわけだから、また、建物のたてられている所有地が主題にそれほど多くの混乱を投じているわけだから、一言で言えば税金のコットはそれほど欠陥の多い基礎であるわけだから、出来ることなら、変動から庇護されているような項（un terme）を探し出さねばならない。そしてこの項は、すぐ間近かに、「面積」（la contenance）の中に得られた。なぜなら、土地台帳原簿は、課税基礎としての収入のほか、その収入の基礎となっている面積についても記載しているからである。この面積の場合には、もはや、課税額や建物のたてられている所有地の場合に余儀なくされたような振幅はない。その上に課せられている税金がどうあろうと、1ヘクタールは常に1ヘクタールである。比較の項は終始それ自身に等しい。面積をもってすれば、生じた変化の検証はきわめて簡単なものとなり、しかもその確実性は同じように大きい。かくしてジメル氏は、土地所有権の運動を面積の一覧表によって研究した。

作業は、それぞれの土地所有者の所有地面積を土地台帳の中から拾い上げ、それをカテゴリ毎の階層に分けることからなる。比較が行なわれるためには一覧表が2つの時期について作成されねばならないし、この比較はその幅が大きければ大きいだけ益々確実な基礎に支えられるわけだから、その2つの項は時間的にきわめて遠く距った間隔の時点で採択されねばならない。この目的のために、最初の時期は土地台帳の作成当初の時期に、第2の時期はその作業締切りの年次に置かれた。作業はジェル県では1857年に、イオンヌ県では1863年に、イゼール県では1869年に、ノール県で

は1874年に締切られた。地片の測量は、最も普通には1812年に着手され、1840年ないし1842年に締切られた。作業締切りの時点での土地台帳の「平均」年齢は、ジェル県で37年、イオンヌ県で39年、イゼール県で43年、ノール県で47年、——すなわち、平均40年であった。

初めの2つの県では、面積のコットの階層分けに採用されたカテゴリの数は、種類別の土地コット一覧表のそれにできるだけ呼応した9つであった。すなわち、

- 第1 1ヘクタール以下 5フランに呼応
- 第2 1～2ヘクタール 5～10フランに呼応
- 第3 2～4ヘクタール 10～20フランに呼応
- 第4 4～6ヘクタール 20～30フランに呼応
- 第5 6～10ヘクタール 30～50フランに呼応
- 第6 10～20ヘクタール 50～100フランに呼応
- 第7 20～50ヘクタール 100～250フランに呼応
- 第8 50～100ヘクタール 250～500フランに呼応
- 第9 100～200ヘクタール 500～1,000フランに呼応
- 第10 それ以上 1,000フラン以上

然し、経験がこうした階層分けの不充分さを明らかにした。最も興味深い目標の一つ、こうした研究のおそらくは最も興味深い目標は、分割が停止する点、再構成が始まる点を正確に決定することである。力学で言う死点である。イオンヌ県における6～10ヘクタール、ジェル県における10～20ヘクタールのそれは増加を示している。それ以上の規模のカテゴリは減少を示している。然し、6～10、10～20の中間の階梯が欠けているので、出会い点が果たしてイオンヌ県で7ヘクタールか、8ヘクタールか、ないしは9ヘクタールであるか、ジェル県で11ヘクタールか、12ヘクタールか、ないしは13ヘクタールであるかがわからない。かくして、後の2県であるイゼール県とノール県では、出会い点、すなわち死点はフランスでは今日8～10ヘクタールの間に在ると思われるので、0から10ヘクタールまでの間は極めて小さい間隔（1ヘクタール）に刻むことによってカテゴリの数をふやし、20カテゴリ

コ ッ ト 数 と 面 積

県 名	1ヘクタール未満		1～2ヘクタール		2～4ヘクタール		4～6ヘクタール		6～10ヘクタール		10～20ヘクタール		20～50ヘクタール		50～100ヘクタール		100ヘクタール以上		計	
	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積
当 初 の 土 地 台 帳																				
Gers	44,853	16,925	15,933	22,933	14,328	40,160	7,320	36,234	7,895	61,406	7,483	104,998	4,762	146,172	1,250	84,792	581	96,765	104,405	610,385
Yonne	106,553	36,169	26,646	38,338	23,294	66,376	11,175	54,774	10,454	80,250	7,496	102,876	3,337	99,443	899	61,967	739	167,871	190,593	708,064
Isère	98,301	35,414	29,965	44,947	24,483	70,673	10,835	53,189	9,979	76,957	7,287	102,677	3,294	99,580	753	52,737	623	232,486	185,520	768,660
Nord	144,157	41,406	28,690	41,330	22,154	63,250	9,241	45,389	8,153	62,929	6,043	84,308	3,035	90,946	688	45,779	270	57,153	222,431	532,490
	393,864	129,914	101,234	147,548	84,259	240,459	38,571	189,586	36,481	281,542	28,309	394,859	14,428	436,141	3,590	245,275	2,213	554,275	702,949	2,619,599
	56.1	5.0	14.4	5.6	12.0	9.2	5.5	7.2	5.2	10.7	4.0	15.0	2.0	16.7	0.5	9.4	0.3	21.2	100.0	100.0
第 二 の 時 期																				
Gers,1857 ...	58,567	21,862	20,489	29,881	16,214	45,878	7,951	39,319	8,284	64,401	7,644	107,252	4,631	140,862	1,135	76,607	502	84,323	125,417	610,385
Yonne,1863	145,735	45,633	30,997	44,386	26,702	75,961	12,258	59,943	10,988	84,303	7,310	100,070	2,968	87,482	846	59,030	701	151,256	238,505	708,064
Isère,1869 ...	157,952	56,375	41,549	62,250	31,253	90,350	12,221	59,870	10,077	77,205	6,671	93,475	2,680	81,750	623	43,687	533	203,698	263,559	768,660
Nord,1873 ...	218,129	54,156	33,889	48,196	24,325	68,476	9,472	46,164	8,329	63,881	6,043	83,835	2,939	86,500	600	40,551	216	40,731	303,942	532,490
	580,383	178,026	126,924	184,713	98,494	280,665	41,902	205,296	37,678	289,790	27,608	384,632	13,218	396,594	3,204	219,875	1,952	480,008	931,423	2,619,599
	62.5	6.8	13.6	7.1	10.6	10.7	4.5	7.8	4.0	11.1	2.9	14.7	1.4	15.1	0.3	8.4	0.2	18.3	100.0	100.0
全 体 の 要 約																				
当初の土地台帳	393,864	129,914	101,234	147,548	84,259	240,459	38,571	189,586	36,481	281,542	28,309	394,859	14,428	436,141	3,590	245,275	2,213	554,275	702,949	2,619,599
第二の時期	580,383	178,026	126,924	184,713	98,494	280,665	41,902	205,296	37,678	289,790	27,668	384,632	13,218	396,594	3,204	219,875	1,952	480,008	931,423	2,619,599
																			228,474	
増 加	186,519	48,112	25,690	37,165	14,235	40,206	3,331	15,710	1,197	8,248	—	—	—	—	—	—	—	—	230,972	149,441
減 少	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	641	10,227	1,210	39,547	386	25,400	261	72,267	2,498	149,441
																			228,474	

土 地 所 有 権 の 細 分

が設けられた。その結果、完全な正確さでもってそれを決定できる。すなわち、イゼール県では8ヘクタール、ノール県では9ヘクタール。

ごちゃ混ぜになっているものを見分けるよりも分割されているものを纏めることのほうが容易だから、土地台帳の中から4県の分を選んで行なわれたこうした検査の結果を比較対照して要約するためには、後の2県の分の20カテゴリを9カテゴリに直さねばならない。前頁の表の提示するのがこの要約である。

この表は沢山のことに気付かせる。けれども、個々別々に取上げられた各県特有の事実の教えるものは暫く置いて、差し当り今は、全体的な要約を浮き彫りにし、この浮き彫りにされた要約の中に最も基本的な諸点を明らかにすることだけに専念しよう。そのようにして得られた諸結果は、フランスの87県の平均が如何なるものであるかについての、可成りに接近した観念を与えるものと見做しうる。

そしてまず始めに、最後の列で認められるように、初めの5つのカテゴリ（10ヘクタール未満の諸カテゴリ）は増加を示し、後の4つ（10ヘクタール以上の諸カテゴリ）は減少を示している。

換言すれば、10ヘクタール以上の諸コットは傷つけられ、それまで自分の占めていた部分をそれ以下の規模の諸コットに移す。ここに主題の絶頂がある。

「面積」として見れば、増加は減少と同じく149,441ヘクタールであり、これは4県の総課税地面積2,619,599ヘクタールの5.7%にあたる。

コットの「数」としてみれば、

増加は……………230,972

減少は…………… 2,498

純増 228,474

換言すれば、課税地総面積が2,619,599ヘクタールである4県は

土地台帳の始期に……………702,949 コット

第2の時期に……………931,423

差引 228,474

をもっていた。228,474は出発点の32%である。

40年未満の期間に32%、すなわち土地の所持者数の殆んど年1%の増加、これは確かに多い。そしてここにてこそ細分化の急速な発達を信じる人々の憂慮するものがある。この数字を、それを形成している諸要素を顧慮せずに見詰める時、彼らの憂慮が納得できる。なぜなら、これらの新規参入者のそれぞれに平均に等しい規模のコット、例えば3ヘクタール50のみを仮定するとすれば、彼らは、面積の殆んど4分の1にあたる700,000ヘクタールを吸収したことになるだろうから。そして、どの階層規模の土地コットも、他の一切の条件が同じであるとするれば、他の規模の階層が縮少することなしには増加しえないのだから、これらの700,000ヘクタールは、その分だけ大土地所有地を狭めるだろうし、大土地所有地は、その結果として、近い将来に、深刻に変質させられるだろう。けれども、決してそんなことはないし、ここそが、面積の一覧表が、ただそれだけが明らかにすることの出来る事柄、すなわち、これらの新規の228,474コットが土地の配分において演じている役割を明らかにする時である。

これらのコットは3ヘクタール50という平均規模に達することから程遠い。

186,517コットは1ヘクタール未満であり、面積は48,112ヘクタール

25,690コットは1～2ヘクタールであり、面積は37,165ヘクタール

14,235コットは2～4ヘクタールであり、面積は40,206ヘクタール

3,331コットは4～6ヘクタールであり、面積は15,710ヘクタール

1,197コットは6～10ヘクタールであり、面積は8,248ヘクタール

コット総数230,972、面積総計149,441ヘクタール

移転したのは面積の4分の1ではなくて約20分の1にすぎない。

この149,441ヘクタールは次のように供給されている。

土 地 所 有 権 の 細 分

10～20 ヘクタールの	611	コット	その面積	10,227 ヘクタール
20～50	1,210	——	——	39,547
50～100	386	——	——	25,400
100ヘクタール 以上の	261	——	——	74,267
	2,498			149,441

コットの「数」の増加はきわめて著しいが、「面積」の増加はほんの僅かである。土地所有権の規模がそのことによってそれとは気付かれぬ程度にしか変化させられなかったとすれば、コット数の増加を何故に憂慮するのか？。10ヘクタール以上のコット2,498で新規のコット230,972を十分に形成することができる。

もしもわれわれが、この9つのカテゴリを大・中・小という土地所有権の3つの階層に呼応したものに縮減して項の数をもっと簡単にするなら、小は6ヘクタールまで（ジュール＝20アールとして30ジュール）、中は6ヘクタール01アールから40ヘクタールまで、大は40ヘクタール以上と認められているので、2つの時期における、この大・中・小の階層のそれぞれの面積は、以下の如くなる。

	第1の時期	第2の時期	増 加	減 少
0～6 ヘクタール	707,507	848,700	141,193	——
6～40 ヘクタール	1,023,019	988,774	——	34,245
40ヘクタール 以上	889,073	782,125	——	106,948
	2,619,599	2,619,599	141,193	141,193

小土地所有者は、中土地所有が失った34,245と、大土地所有が失った106,948との合計141,193を、獲得した。

141,193ヘクタールが大・中の土地所有から小土地所有に移った。

141,193ヘクタールは総面積2,619,599の約5.7%であり、第1の時期における大・中の土地所有の面積1,912,092の7.3%である。

そして、この運動は40年を費やして生じているのだから、7.3%は年当り0.183%、10年で1.83%、100年

で18.3%、550年で100%ということになる。かくして、今日のような状況に構成されている土地所有は、小土地所有に変化し終るのに5,600年を要することになろう。どうしてそれが、どんなにしても追い払われねばならない焦眉の危険であろう。

経済学者たちはしばしば、最も急速に増加するのは、大コットであるか、それとも小コットであるか？という問題を自らに課した。前掲の表は、数的に増加するのは小コットであり、中および大、とりわけ大は減少することを最も明白に証明している。中コットに関しては争論があり、この階層は、その境界を6～20ヘクタールと定めれば、停滞的であると見做される、と言えよう。10ヘクタール以下は増加し、それ以上は減少する。

表は、二重の運動の比率を、カテゴリ毎に、完全な正確さをもって決定することを可能にする。すなわち、

増加側

第1カテゴリ（1ヘクタール未満）	……37%
第2	—— ……25
第3	—— ……16.8
第4	—— ……8.5
第5	—— ……3

減少側

第6カテゴリ	……2.3%
第7	—— ……8.7
第8	—— ……10.6
第9	—— ……12.6

コットの階梯を登っていくにつれて、増加の比率は低下し減少のそれは高まるのがわかる。増加はコットの規模に反比例し、減少は正比例しており、換言すれば、コット数はそのコットの階層規模が小であればあるだけ多く増加し、それが大であればあるだけ多く減少している。

以上が、40年間における細分化の状態であり、歩みである。それ以上でもそれ以下でもない。説明は厳然たるものであり、疑いをさし挟む余地がない。

最後の比較対照。土地台帳作成の当初に、観察の対象として取上げられている4県の総面積は以下のように配分されていた。

707,507ヘクタールが小土地所有に、すなわち…27%
1,023,019 ——— 中 ——— …39
889,073 ——— 大 ——— …34

第2の時期に、配分は以下の如くである。

848,700ヘクタールが小に、すなわち…32%
988,774 ——— 中 ——— …38
781,125 ——— 大 ——— …30

今掲げたばかりの諸結果は、細分化の進展を憂慮する人々を安堵させるのに役立つだろう。この目的が達成されさえすれば、著者は、懇望に譲歩して自分の研究の成果を統計協会で発表するように決心したことを喜ぶものである。

これらの結果は、そのままで如何に興味深いものに見えようとも、そこから全体的なデータが引き出されるなら、さらに一層興味深いものになる。フランス全体の、人口で13分の1、面積で19分の1である4県は、全体についての比率を算出することを可能にする。ジェル、イオンヌ、イゼール、およびノールの4県によって構成されたこのグループについて算出された比率をフランス全体（コット数および面積）に適用すれば、土地所有権が如何に分割されているかが示される。以下がそれである。

	コ ッ ト	面 積
0～1ヘクタール	8,903,000	3,400,000
1～2 ———	1,950,000	3,515,000
2～4 ———	1,515,000	5,350,000
4～6 ———	646,000	3,925,000
第 1 の 計	13,014,000	16,190,000
6～10ヘクタール	579,000	5,530,000
10～20 ———	424,000	7,340,000
20～40 ———	174,580	6,003,000
第 2 の 計	1,177,580	18,873,000

40～50ヘクタール	28,420	1,547,000
50～100 ———	48,000	4,200,000
それ以上	30,000	9,225,000
第 3 の 計	106,420	14,972,000

土地所有権の階層別集計

			コット当り 平 均
小	13,014,000	16,190,000	1 h 25a
中	1,177,580	18,873,000	16 00
大	106,420	14,972,000	142 00
	14,298,000	50,035,000	3 50

面積の一覧表がわれわれの手中に握らせてくれる松明に導かれて、われわれは、以前にははっきりしないままになっていた諸問題を解決することが出来る。パッシィ氏によって支持されていたテーゼは極めて深い根をおろしているの、最も権威ありとされた人々のうち若干の人々さえもが、集中の観念や、ないしは少くとも、大土地所有権の分割に抵抗する考え方に支配されて、小コットは大コットの減少なしにその数をふやしうと認めてしまった。彼らに従えば、細分作業は小コット内部に閉じ込められ、それ自体の内部で行なわれる。小コットの数が増えるのは、それ自体が細分化するが故にであって、より大きい規模のコットの犠牲において新規の小コットが形成されるが故にではない。こうした考え方によれば、結局は、小コットはただ単にそれ自身と同じように小さい規模の新コットを形成するが為めのみならず、大コットを形成するが為めにも細分化する、と認めるところまでゆき着くだろう。10～100のカテゴリの100コットは、平均が90であれば、第1の時期に9,000を代表するだろう、あたかも、同じカテゴリの150コットが、平均が60であれば第2の時期にそうであるように。

事物は断じてこのように進行しはしない。操作が大数について行なわれる場合には、平均は、実際には、両極点の真中である。例えば、10～100のカテゴリの場合には、それは $10+100=110$ の半分の55になるだろう。

うし、ないしはそれより僅かばかり小さいこともありうる数である。分割運動がそれぞれのカテゴリの内部で行なわれるか、それとも一つのカテゴリと他のカテゴリとの間で行なわれるかによって別の結果になるというのか？大土地所有を小土地所有のほうに牽きつけるこのクランク運動ではなしに、小土地所有が自分自身を嚙ると仮定すれば、平均規模が50アールから33アールに縮少することの真実性が小さくなるというのか？それこそが細分化である。共同分割者の数が増えれば、他のすべての条件が等しい限り、割前分の平均規模は小さくなる。結果は数学的である。土地所有の状態、構成、諸条件の如何によつては、分割運動は、しかじかの際には、一つの階層それ自体の内部のみで行なわれる、と認めることはできる。然し、大コットの小コットへの変革が進むならば、そしてまた、面積によるコットの厳格な階層分けが行われるならば、無限かつ間断のない諸等級をもって構成された階梯が見出されるだろうし、その平均としては、常に、極めて僅かの例外は別として、最大等級と最小等級との真中が提示されるだろう。要するに、こうした抽象的な陳述はこれ以上はふさわしくないので止めにして、わたしがここで明らかにしたいことは、フランスにおける土地所有権の配分はどのような状態にあるかということである。ところで、面積の一覧表が作成される以前には、若干の幻想からは惑わされずには済みえない、ということがありえた。しかし、これらの一覧表をもつことになった今は、疑問はもはやありえない。矛盾する一切の仮定は根底から浚え漁られる。事態は今述べたように進んでいると確言できる。

× × ×

地片 (les parcelles)。——土地所有権の細分には、考察されるべき2つの側面がある。1つは、土地の表面が相互に切り離されている様式、すなわち「地片」であり、もう1つはこれらの「地片」が土地所有者毎に結合する様式、すなわち「コット」である。地片には耕作上の関心が呼応し、コットには土地所有権の構成が呼応している。

地片は、同一のカントン小郡、ツリアージュ地区ないしは、リューデイ小字の内部に位置し、同じ土地所有者に所有されている地面の、あるいは大きくあるいは小さい部分である。

わが国の土地台帳関係の文書は、現在の制度では、異なった時期における地片数の実証的比較のための参考資料を提供してくれない。土地台帳は、その作成当初には、記載されている行の数によって地片の数をはっきりと提示していた。けれども、その作成の目的自体、換言すれば土地所有権の移動の登録に役立ったあとは、現在ではもはや、当初のそれと同質の参考資料を提示しない。土地台帳原簿というものは統合ではなく分割を報告するものなのだから、行数はもはや、現在では地片数を指示していない。事実、たとえばある1つの地片が分割されたとすると、その場合にはその分割によって作られた諸部分のそれぞれが1つの行を占めることになるだろう。けれども、2つまたは多数の地片が単一の地片に統合されても、その統合は原簿上では行なわれない。その結果、この原簿がそのまま使用されて数年間経った後で、記入されている行数を算えると、最初の地片に分割の結果として生じた追加が加わって数の増えた地片数が得られ、統合によって数を減らされた地片数は得られないことになる。したがって、2つの時期の地片数の比較は、もしもそれが同一の原簿について行なわれないなら、正確さを欠ぐということが理解される。土地台帳は更新されているわけだから、作成当初時の2つの原簿上のデータを比較する場合にだけ、こうした比較は可能であるということになる。

コルシカ島の分を別にして、最初の土地台帳は1842年頃までを終期としており、多数の県がその後まもなく更新を行なった。そして、1850年8月7日の法律が、それまでは県や国家の負担であった作成費用を以後はコミューン負担と定めることによって急に更新作業を遮った時までに、160かんとうん小郡の分が更新されていた。2つの時期での比較のための参考資料を提供するのはこれらの160小郡の分である。以下がその諸項である。

	コット	地 片	家 屋
最初の土地台帳	530,167	5,902,376	315,279
二番目の土地台帳	583,304	5,982,374	387,791
増 加	53,137	79,998	72,512

この表は注意を払うに値する。表の示している数字は、もしもそれが正確であるとすれば、最初の土地台帳と二番目の土地台帳との間に経過した時間の距りの間に、コット、地片、および家屋の増加が甚だちぐはぐだったことを教えるだろう。けれども、表の諸指示は、コットや家屋に関するものについては承認しうるとしても、地片に関するものについてはそうではない。53,137コットに対応する地片数をあらわしている79,998という数字は絶対に不充分である。若干の比較対照がそのことを示すだろう。

第1。フランスでは、『土地所有要覧』(le Livre terrier du cadastre)によれば、地片数に対する家屋の建てられている所有地数の比は、5.6% (家屋6,902,780；地片126,079,962:5.6%)である。ところが、二番目の土地台帳での地片数の増加が、他方で家屋のそれが72,512であるというのに79,998でしかないとすれば、前者の後者に対する比は91%となるだろう——5.6ではなくて91/こんなことが認められるか？

第2。土地台帳原簿での家屋の建てられている所有

(訳者注1) le Livre terrier du cadastre に関して、Alfrd de Foville, Le Morcellementの巻末付録が次のように説明している。

「コルシカ県を除いて1808年に取り掛り、1845年頃終ったフランスの地片毎土地台帳の諸成果を提示する手書の諸帳簿の集成がこのような名称で呼ばれている。この集録は、大蔵省の火災の時、1871年に焼失した。各県毎にその領域の総面積、課税地の面積と種別、非課税地面積、課税宅地数、総課税収入を、また土地台帳原簿によって土地所有者数と地片数とを提示する、この le Livre terrier の要約の写しだけが残されている。この文書は、最近、le Bulletin de statistique du ministère des finances (1885年7月号、613頁及び以下)に掲載された。」

地の記載様式に従えば、その1つずつが2つの地片、1つは土地、1つは地上工作物に分れている。農村では、きわめてしばしば、園地が存在する結果として3地片が存在すると言うことさえ出来るし、その結果われわれは、新しい75,512家屋の戸主についてだけでも、79,998ではなくて150,000ないし200,000の地片を持つことになるだろう。

第3。コット当りの平均地片数は、全県で、最初の土地台帳で11.2、二番目のそれで10.3である。もしも、新しく形成された53,137コットの分として79,998地片しかないとすれば、これらのコット分の平均は10ではなくて1.54に落ちるだろう。土地に関する事柄では、こんな変革がこんなに急激に生じたりはしない。人々はあるいは、これらのコットは大部分が家屋の建てられている所有地に関するものであり、したがって僅かな地片をしか含まないと言うだろう。けれども、先に検討したばかりの事柄に従えば、家屋の建てられている所有地においてさえも、53,137コットは79,000以上の地片を含む筈であった。それは100,000以上に呼応し、耕地のコットの場合には530,000に呼応した。(註)

もしもこうした指摘に根拠があるとすれば、土地台帳が更新された諸小郡における地片の増加を現わしている79,998という数字は、何らかの異状を隠している信じねばならない。例えば、最初の土地台帳の数字が不当に過大評価されているということが起りえた。このことは、ほんとうは正確に評価されている(行政は次第に益々改善されている)二番目の土地台帳の数字が、見かけ上のものにすぎない比較的な劣勢をもって現われるという結果をもたらす。二番目の土地台帳での平均的な地片数は、この平均数は最初の土地台帳では11.2だったので、コット数の10倍に呼応しているに違いないことは、疑問の余地がない。

(注) 土地台帳の更新が1850年8月7日の法律の作用によって中断されなかった唯一の県であるノール県では、25小郡(カントン)——面積の三分の一以上——が今日では土地台帳を作り直している。これらの小郡は、地片数において、年当り約二分の一、正確には0.48%の増加を示している。

土地所有権の細分

フランスにおける土地細分の研究のために正確な情報
が欠けているので、シメル氏は、この欠陥を補うべく
努力した。コットに関してと同じ様に地片に関して
も、重要なのは、総計として幾らか多い増加があった
とか幾らか少ない増加があったとかを論証することよ
りも、どのカテゴリが減少し、その程度はどうであ
ったかを知ること、すなわち、最も頻繁に出会うのはど
の規模の階層でありどの規模の階層に向う傾向がある
のか、を知ることである。これらの問いに対する回答
を見出すためには、既にコットについて成功している
やり方を地片に適用することが、すなわち、カテゴリ
毎の階層分けを伴った地片の一覧表を作成することが
必要だろう。

土地台帳を更新したコミューンの全体についてこう
した作業を遂行することは不可能であるので、それぞ
れの小郡内で、その小郡全体の状態を最も良く代表す

るコミューンが選択された。検査は55コミューンに拡
げられたが、ここで述べることはくどくど過ぎると
思われる理由から22は除外された。それというのも、
それらのコミューンは、例外的な、残りの33に混ぜ合
わされた場合には結果の性質を変えるだろうと判断さ
れるほどに例外的な事実を提示しているからである。
以下の表は純粹に私的な性格をもっている。なぜなら
それは、少数（33）のコミューンをしか対象にしてい
ないし、個人的な評価という以上の価値をもっていな
いからである。けれども、この表は、意味を取り違え
させるような諸影響から捉われた立場なしに解放され
ており、その限られた枠内で、地片細分化に関する事
物の状態についての可成りに正確な観念を与えうるよ
うに思われる。この作業は、類似物を全くもっておら
ず、実際の利益を提供してくれる。

2つの土地台帳における地片の数と面積

地片のカテゴリ	最初の土地台帳		第二の土地台帳		増 加		減 少	
	数	面 積	数	面 積	数	面 積	数	面 積
1 アール未満.....	5,014	23.85	8,981	42.75	3,967	18.90	—	—
1 アール.....	4,785	70.60	6,748	99.56	1,963	28.96	—	—
2 アール.....	3,336	82.57	4,772	118.14	1,436	35.57	—	—
3 アール.....	2,736	95.07	3,806	132.31	1,070	37.24	—	—
4 アール.....	2,339	104.70	3,122	139.73	783	35.03	—	—
5 アール.....	1,718	94.09	2,179	119.32	461	25.23	—	—
6 アール.....	1,412	91.43	1,771	114.68	359	23.25	—	—
7 アール.....	1,164	87.00	1,564	116.90	400	29.90	—	—
8 アール.....	1,248	105.79	1,609	136.38	361	30.59	—	—
9 アール.....	1,134	107.44	1,567	148.50	433	41.06	—	—
10アール.....	941	98.57	1,247	130.65	306	32.08	—	—
11アール.....	997	114.42	1,261	144.71	264	30.29	—	—
12アール.....	879	109.66	1,235	154.05	356	44.39	—	—
13アール.....	978	131.79	1,262	170.06	284	38.27	—	—
14アール.....	911	131.88	1,166	168.81	255	36.93	—	—
15アール.....	980	151.66	1,231	190.50	251	38.84	—	—
16アール.....	1,058	174.32	1,265	208.08	205	33.76	—	—
17アール.....	1,327	231.92	1,651	288.52	324	56.60	—	—
18アール.....	1,183	218.56	1,573	290.61	390	72.05	—	—
19アール.....	1,026	199.84	1,258	245.02	232	45.18	—	—
20アール.....	1,015	207.85	1,153	236.07	138	28.22	—	—
21アール.....	951	204.24	1,149	246.76	198	42.52	—	—
22アール.....	1,026	230.62	1,169	262.75	143	32.13	—	—
23アール.....	886	208.00	1,180	277.02	294	69.02	—	—
24アール.....	862	210.98	1,101	269.48	239	58.50	—	—
25アール.....	1,024	260.85	1,120	285.33	96	24.48	—	—
26アール.....	1,044	276.39	1,227	324.87	183	48.48	—	—
27アール.....	970	266.52	1,090	299.49	120	32.97	—	—
28アール.....	887	252.58	1,014	288.73	127	36.15	—	—
29アール.....	882	259.98	1,014	298.87	132	38.89	—	—
30アール.....	851	259.35	995	303.24	144	43.89	—	—

31アール.....	821	258.42	899	282.97	78	24.55	—	—
32アール.....	838	272.15	860	279.29	22	7.14	—	—
33アール.....	944	316.01	958	320.70	14	4.69	—	—
34アール.....	845	291.32	1,006	346.85	161	55.53	—	—
35アール.....	1,111	394.13	1,151	408.32	40	14.19	—	—
36アール.....	886	323.18	1,050	383.00	164	59.82	—	—
37アール.....	805	301.68	883	330.91	78	29.23	—	—
38アール.....	709	272.79	820	315.50	111	42.71	—	—
39アール.....	672	265.28	711	280.67	39	15.39	—	—
40アール.....	653	264.31	679	274.83	26	10.52	—	—
41アール.....	633	262.54	649	269.18	16	6.64	—	—
42アール.....	611	259.33	649	275.67	38	16.34	—	—
43アール.....	619	269.12	629	273.46	10	4.34	—	—
44アール.....	623	277.08	701	311.78	78	34.70	—	—
45アール.....	578	262.85	594	270.13	16	7.28	—	—
46アール.....	516	230.81	525	244.00	9	4.19	—	—
47アール.....	520	246.87	529	251.15	9	4.28	—	—
48アール.....	466	225.90	446	216.20	—	—	20	9.70
49アール.....	447	221.16	442	218.68	—	—	5	2.48
50アール.....	462	233.20	457	230.66	—	—	5	2.54
51～60アール.....	3,894	2,161.00	3,893	2,160.00	—	—	1	1.00
61～70アール.....	2,828	1,852.00	2,742	1,796.00	—	—	86	56.00
71～80アール.....	2,154	1,626.00	2,089	1,577.00	—	—	65	49.00
81～90アール.....	1,608	1,375.00	1,576	1,347.00	—	—	32	28.00
91～100アール.....	1,079	1,030.00	991	946.00	—	—	88	84.00
1～2ヘクタール.....	4,678	6,376.00	4,554	6,245.00	—	—	124	131.00
2～3ヘクタール.....	1,021	2,479.00	994	2,415.00	—	—	27	64.00
3～4ヘクタール.....	342	1,173.00	319	1,099.00	—	—	23	74.00
4ヘクタール以上.....	446	4,034.00	443	3,004.81	—	—	3	1,029.19
計	77,373	32,625.65	93,717	32,625.65	16,823	1,530.91	479	1,530.91

総面積32,625ヘクタールについて、地片数は、

最初の土地台帳では……………77,373

二番目の土地台帳では……………93,717

増 加……………16,344

であった。すなわち、20% (19.8) ないしは約 $\frac{1}{5}$ であった。

「数」の全体を取上げて推論すれば、この増加によって地片当りの面積は $\frac{1}{5}$ (43 a 20 c から 35 a 70 c) だけ狭くなったと言われよう。けれども、カテゴリ別の地片一覧表は状況にもっともっとはっきりした照明を投じる。事実、この一覧表は、0 から 47 アールまでは絶えざる増加があり、この規模以上は減少があることをわれわれに示している。

47 アール以下の諸カテゴリは 16,823 地片を増加している。47 アール以上のそれは 479 だけ減っている。純増 16,344。479 地片の減少は増加分の 16,823 地片を形成するのに充分である。

そのいずれもが 1,530 ヘクタールの面積をもって

る。

1,530 ヘクタールは 観察された諸コミュニティの面積の合計 32,625 の 4.55 % である。4.55 % であって、「数」を基礎にして出された比率が指示するように 20 % ではない。そして、こうした移転はそれが生じるのに 45 年を要しているのだから、——われわれはここでノール県を基礎にして論じている——、地片細分化がその諸発達そのものによって遅らされることはない。仮定すると、47 アール以上の地片の全部が零細地片に解体し終るためには 1,000 年以上を要する、という結論になろう。

35 アール以下の地片は 7,481 ヘクタール、すなわち総面積の 22% しか占めていないことがわかる。35 アール以下の地片が 22% を占めているとすると、それより規模の大きい地片は 78% を占めているわけで、確かに満足すべき状態である。土地の大部分 (46% 近く) は、ただ単に 35 アールに等しいだけでなくそれを上回る規模の地片群に配分されているのだから。

ここでもまた、コットについての場合と同様に、第1のカテゴリ、すなわち最小規模のカテゴリは、「数」の上では優越的な、「面積」の上では取るに足りぬ影響をしか及ぼしていない。地片は、それによってその細分化の状態に事実上は殆んど影響を与えないままで、さらにもっとも増加できるだろう。もし地片当りの平均面積を総数を基礎に計算するとすれば、その面積はきわめて小さなものになることがわかる。然し、ほんとうの意味で耕作用の所有地はそのことによって僅かな修正をしか受けない。耕作条件が依然として同じままであるとしたら、際限のない数の増加があらうと、それが一体何だと言うのか？

カテゴリ毎の階層分けを伴った面積の一覧表は、運動にその真の性格、その正当な限界を指定することを可能にする。すなわち、ちょっと見にはパラドックスに見られるがその実は多分に真実であるというこうした事実、すなわち、極小コットの場合と同様に、極めて零細な地片の作用によって、一般的な諸条件は基本的には変更されないままで殆んど際限なしに数だけは増加しうるというこうした事実、を論証することが可能である。そこにこそ要点があるのであって、問題の秘密と言えよう。あたかも、馴染みの表現を用いると《救える機会のあるものを助けるために救える見込みがないと信じられる部分は焼けるに委せる》ために、土地の一部——尤も微細な部分だが——を犠牲にするかの如くである。つまり、数としては大と数えられるが面積としては極く僅かしか占めない極めて微小な夥しい口数を作りあげるのである。残部、すなわち地域の19/20は依然として無傷のままである。だから、どんなに繰り返しても繰り返すすぎることはないのだが、カテゴリによる階層分けなしにただ単に総数や平均について推論したのでは、真実から程遠いと言うことになる。

1アール毎の区切りで分離された50カテゴリの中で、最も大きな総面積を包含しているカテゴリは35アールのそれである。このことは注意を留めるに値する。ノール県において地片の細分化が耕作に不利なも

のにならないで如何なる限界まで進行しうるか、を知りたいと尋ねられて、ある有能な農学者は答えた。

「最も望ましい規模は35アールのそれである。この数字までは地片の細分割は不便を伴わない。」この一致、すなわち、最も大きな総面積を結集している地片カテゴリこそは正に耕作に最も有利な規模であるという一致を喜ぶことは許されないか？だから、何もかもがだんだん悪くなるというのは真実ではない。地片集団の最良の組合せを見付け出すという世話は、土地所有者たちのそつのない関心に委ねることが出来る。それは、初めのほうで引用しておいたバンジャマン・コンスタンの意見のもっと断乎たる確認ではないか？

地片細分化の動向は、新旧土地台帳の比較によってしか充分には研究されえない。然し、更新が行なわれる迄の間は、差し当り参考にしうる若干の情報を探し出すことが出来る。『大蔵省統計報告書』(Bulletin de statistique du Ministère des finances)が土地移動の作業の年々の結果を公刊し始めた。この文書は、移動した地片の数と面積とが県毎に益々多くの年次にわたって比較しうるようになるにつれて、それだけ益々利用価値をもって来るだろう。この面積の平均によって、地片全体のそれを、したがってまた、細分化の発展を評価できるようになるだろう。『ベルギー国政治年報』(Annuaire politique de la Belgique)は、われわれに、この点に関して、追従すべき良い模範を提示している。

× × ×

結 論

たとえ公式の参考資料が土地所有権の細分の状態及び傾向を知らしめるのに絶対的に不充分であるとしても、たとえそれがイポリット・パッシィほどに明識ある人をさえも誤謬に導いたとしても、講師が4県で集めたそれは、事物を正確に理解し実証的な解決をまとめあげてを、一口で言えば、課されている問題、すなわち、土地所有権は果たして集中しているのかそれとも微塵に砕けつつあるのか？という問題、を解決することを可能にする。

そこには「集中」はない。なぜなら、全体の 5.7% を代表する面積が、解体されて大および中の土地所有権から小土地所有権に移行したからである。なぜなら、7ヘクタール以上のコット、47アール以上の地片は、もっと規模の小さいコット及び地片に変化したからである。したがって、そこには細分がある。

然し、この細分は可成りに狭い限界内に閉じ込められており、土地所有権は「微塵に砕けつつある」とは言えない。なぜなら、土地の5分の4は35アールを上廻る規模の地片、すなわち農学者の意見によれば望ましいタイプの地片をなしているからである。なぜなら、40年間に、大および中土地所有権の僅かに5%だけが小土地所有権に移行したにすぎないからである。なぜなら、耕地面積は小、中、および大の土地所有権の間に、殆んど等しい割合で配分されているからである。地片の細分と土地所有権の分割は一般に信じられているよりは遅い速度で進行しており、耕作や社会的均衡にとって好ましい条件内に維持されている、と確かな根拠をもって結論されうる。

× × ×

土地所有者数。——われわれは随分長々とコットについて語ってきた。然し、われわれの関心はコットにあるのではない。土地所有者の数にある。

この数はどの位か？

この問題こそが、要するに、われわれの真の目標である。

パッシィ氏は1845年に書いている、「わが国の土地所有者の正確な数がどの位であるかを知りえないとは情けないことである。然し、われわれは、この情報こそもっていないが、土地コットの数は知っている。……この数と土地所有者のそれとの間には、はっきり違った変り方をするとは可能ではない関係が存在するし、両者の一方が他方の同じような変化なしに高まったり低まったりすることは、不可能である。」

パッシィ氏がこのような言い方をするのにはそれだけの根拠があった。なぜなら、土地所有者に関する調査は、そのあと数年経ってからしか遂行されなかった

のだから、1845年当時には、まだ存在しなかったからである。簡単な推定はあった。例えば、1826年の討論の中で、レーネ氏はこの数を4,800,000と見做しており、ダリュ氏は5,000,000と見ていたが、これらの数字は、1800年に見積られたように、家族の長400万、家族を含めて15,900,000人という数に対応するものである。

1833年4月17日に、ド・ランビュトー氏は、下院の演壇で政府の名において語って、「1,000万の土地コットは、家族の長であり約2,200万ないし2,500万の人口を代表する500万人以上の土地所有者に見合うだろう」と見積っている。

これらの想定は正確さのための大きな機会をもっていた。当時の政府は、選挙毎に、選挙資格者と被選挙資格者がそれによって決定される土地所有者数を知ること、強い関心をもった。然し、その後の時代との違いは説明に困難である。1851年に真に人口調査と言えるものが行なわれた。1850年8月7日の法律に規定された土地からの収入の評価を行なうに当って、行政当局は、こうした状況を利用して土地所有者数を確認するという幸運な考えを抱いた。以下は、土地所有者数をコット数から推定する作業が、それをコミューン毎に行なうに当って、どのように行なわれたかを示す。

コットの総数は120394,366であり、これから、決して土地所有者を反映するものではないという理由、ないしは二重の使われ方をしているという理由で、次の分を取り除く。

第1、納税者名簿上に「……の相続人たち」とか、「……の子供たち」とかいうように記載されているような、共有の所有地にかかわるコット、……………482,879

第2、倍数コット、換言すれば同じ土地所有者にかかわる諸コットから1つを除いたもの（コットの中には、多数の徴税区に分割されているコミューンや、土地台帳作成時に同じ土地所有者の諸所有地のそれぞれを原簿上では別々の項目として設けた若干のコミュー

土地所有権の細分

ンやにおいて、このような種類のコットが存在する)
260,875

第3、課税されるコミューン内に居住しない土地所有者たちにかかわるコット.....4,704,646

以上の合計、5,448,400。かくして、土地所有者を反映するコットとして6,945,966が残る。

ついで、この数に次のものが加算されて土地所有者数が得られた。

第1、個々別々には課税されていない共同コットの共同所有者..... 549,515

第2、居住しているコミューン内で地租を課されていない土地所有者..... 350,043

以上の合計..... 899,753

この加算は、問題になっている土地所有者に関するコットは、彼らの所有地の位置するコミューンでは削除されているという理由で必要になるのであって、かくして(大陸部フランスについての)土地所有者数は7,845,724となる。

これは、平均して、100コットに対して63人の土地所有者、ないしは、100人の土地所有者に対して158コットである。

1851年に着手された見積作業の終った年である1854年以降、このデータは殆んど疑問を差し挟まれていない。けれども、若干の疑問は生じ始めたし、影響力がないわけではない反対がもたらされた。土地コットは、1881年に、14,298,008という数に高まった。——この数の63%は9,007,745になり、家族当りの現在の平均人員数である3.57を掛けると、32,157,649という数になる。この数は、37.673,048という総人口に対して大変多い数、85%にならう。

1851年のそれに類似し1879年8月9日の法律によって遂行された作業が現在終り、土地所有者数を8,454,218としている。これを、7,584,901であった1851年のそれに比較すると869,317の増加になる。

この比較は厳密な正確さをもつものではない。なぜなら、1871年に失なわれた国土部分は、1859年に獲得されたそれによって、人口と資源については、面積に

ついでと同じようには埋め合わされていないからである。然し、問題は要するに、2つの時期の間の《確乎たる》比較というよりは、現在のフランス国内に存在している土地所有者数の論証である。この数は今日8,454,218であり、コット数は14,234,237であるので、後者に対する前者の比率は1.000分の594である。63という比率に59.4という比率が代替している。

1851年から1879年に至る期間内に

コット数の増加は.....20%

土地所有者数の増加は.....16%

差引 4%

コットは土地所有者よりも急速に増加している、——この増加は、おそらくは、納税者名簿の一様性を主張する上に必らずしも有利ではない増加であろう。

家族の長8,454,218にそれぞれの家族当りの人数3.57をかけると30,181,555になる。この数に対しては、前に掲げた32,157,649という数に対する場合と同様に、土地所有に参与している人間の数は確実にそれほど多くはないと反対したい誘惑に駆られるだろう。けれども、8,454,218という数はコミューン毎に昨今作成されたばかりの実証的確認の結果である。そして、その正当性については疑問をもちえない。実を言えば、報告を作るために採択されている方法は理論上攻撃出来なくても、その理論の適用の仕方点でいくつかの手ぬかりの虞れはある、ということは在りうる。けれども、たとえ間違いがあろうとも、問題の根源はそんなところにはないだろう。さらに、手落ちというものは、無意識的で孤立した、そして組織的ではない所業によってもたらされるものなのだから、決して著しく大きな比率を帯びるものではない。大きすぎるのは、疑いもなく、家族長数に掛け合わされた3.57という係数である。この係数が30,181,555をうみ出したのであって、それは明らかに過大であると思われる。

1833年の2,500万は、32,569,223という総数に対して77%であった。1881年の37,672,648という人口に対しては、同じ比率は2,900万をもたらしだろう。人口は、1883年には、1833年に較べて、もしそのような言

い方が出来るなら、より少なく農村的、より少なく土地的地であるわけだから、低目に見積るほうが、すなわち、土地所有権にかかわりをもつ人間の数を2,700万に、ないしはおそらくはもっと適切には、ド・ランビュトー氏が見積ったように2,500万と見積ったほうが、賢明である。

地方別及び時期別の発達。——コット数の増加は、1826年から1881年にかけて、フランスを総体として捉えた場合には45%であったが、地方別に考察すると、155%（セヌ県）から10%（ウール県）と変化がある。

ここで、それぞれの比率を伴った県毎のリストを作成してみたところで、利用価値はないだろう。けれども、それを地方毎に取り纏めると、南部は北部よりもより多く発達し、東部は西部よりもより多く発達したことがわかる。

4つの地方は次のような順序に配列されている。

南部	56.6%
東部	50.4
西部	45.8
北部	39.5
偏差値	17.1

レオンス・ド・ラヴェルニエによってその『農村経済』の中で採用された6つの地方（北西部、北東部、西部、南東部、南西部、中部）へのフランスの分割のほうが、おそらくはより好ましいだろう。それというのも、中部地方を独立の1地方とすることによって、この分け方のほうが種々のコントラストを目立たせるからである。中部地方を別個に取扱えば、この地方のもっている強い比率をその周辺にある他の諸地方のすべての中に謂わば煎じ出すようなことが、もはやなくなるからである。これらの強い比率は、その作用によってある点まで全体を平準化する傾向があったのだが。

中部	70.2%
南東部	55.2
南西部	54.2
	54.6

西部.....44.6

北東部.....36.2

北西部.....34.4

4地方に分けると偏差値は17.1%。6地方に分けると34.9。

かくして、最も発達したのは中部地方である。ついで、等分に（1%差の）、南東部と南西部、次に西部、最後に北東部と北西部という順になる。

換言すれば、中部において発達は最も激しく、北部において最も弱い。

考えを定めるさらにもう一つのやり方。ナントからベルフォールに至る線を想定せよ。この線は、ロワール河がニューヴル県を南に横切るのに対して北を迂回している点を除けば、その4分の3がロワール河の流れである。この線は、土地所有権細分化の進行の見地からみて、殆んど正確に境界線を形成するだろう。その南では精力的な細分化、その北では不活発。ロワール河の右岸を縁取る諸県は2つの状況の過渡地帯をなす。

フランスの様々な地方が1826年以後それぞれ如何なる速度で歩みを進めたかの検討が済んだので、こんどは、それらの諸地方のそれぞれが如何なる状況にまで到達しているかを検討しなければならない。コットの稠密度の尺度として住民1,000人当りのその数を採用するとすれば、次のような数字が得られる。

北東部	人口1,000人当り	491
南東部		449
北西部		431
南西部		429
西部		388
中部		368

今日なお最も少ないコツと数をもつ地方である中部地方が最も激しく増加した。残余の地方は中間的順位を占める。共通点にむかつてのこうした収斂は吉兆ではないか？

地方を異にするに応じて如何に動向の多様性が認められるかを明らかにする為の多くの接近の仕方があるだろう。また、指摘すべきものとして、例えばどう

土地所有権の細分

の影響やあるいはそれと全く別方向にだが牧草地の影響とがあるだろう。けれども、そうした細目についてはここはその場所ではない。フランス全体について面積の一覧表が持てるようになることを期待しよう。

これまでのところ殆んど注目されていない一つの原因が考慮に入れられるに値する。なぜならそれは、確かに小さくはあるが決して無意味ではないある程度において、コットの比量 (la quantité spécifique) と呼ぶことの出来るものの変化を説明するからである。それはコミューンの区域の広さであり、明らかに一つの影響を及ぼしている。ヘクタール当りに最も多数のコット数を提示している30県で、この広さは1,122ヘクタールという平均面積をもっている。最も少ないコット数を提示する30県で、それは2,160ヘクタールの面積をもっている。両者の中間の24県は1,750ヘクタールをもっている。もしも2,000ヘクタールが唯一つのコミューンではなく2つのコミューンを形成するとすれば、それまで1コットしか持っていなかった若干数の土地所有者が、その結果として2コットをもつことになる。

× × ×

1869年5月に、人民投票の少し前に、政府は『官報』(l'Officiel)への付録の形で、1851年以降のフランスで経済及び社会に関係する様な部門で達成された主要な進歩を明らかにすることを目的とした一つの文書を公刊した。その第1部の冒頭で述べられている。

「土地コット数は、1851年から1866年までに、12,444,907から14,123,117に高まった。すなわち1,678,210だけの増加である。

土地を所有する住民数は、1851年に、8,769,714であった。この年以降、調査はそのほかには1回も行なわれていない。けれども、最も確実な諸指標が小土地所有者数の顕著な増加を示している。」

この引用文は、ナポレオン政府の教理とこの政府が小土地所有者数の発達に対して如何に大きな重要性を結びつけていたか、を示している。この政府は、確実に、

小土地所有者に対して極めて好意的であった。以下の比較対照は、そのことを判断させる性質のものである。

もしも1826年から1881年までの55年間で3期に分けるとすると、コット数の発達は次の如くであった。

1826年から1848年まで…22年間に17.3, 年当り0.79
1848年から1871年まで…23年間に21.7, 年当り0.95
1871年から1881年まで…10年間に4.8, 年当り0.48
計……………43.8

増加が毎年同じ歩調で進んだとすれば、

第1期……………17.5%
第2期……………18.3
第3期……………8.0
計……………43.8

であった筈である。

第1期、すなわち立憲王政期は、平均内に止まっている。第2期、すなわち第二帝政期は平均を3.4%(1/3近く)超過した。第3期、すなわち第三共和政期は、第二帝政期が獲得した分の全部を失った。これこそは、最大の注意に値する事実である。

1826年から1869年にかけて、コットは人口よりも2倍も多く発達した(年当り0.48に対して0.93)。1872年から1881年には、それは人口の発達以下に止まった(0.55に対して0.46)。而も、このことは、人口が法外に増加したと言おうとするものではない。それどころではない。真実は、もしもこうした表現をここで用いることが許されるなら、コットの「出生率」の減退である。

さらにもう一度表現を変えれば、発達は以下の如くであった。

	コット		人口	
	計	年当り	計	年当り
第二帝政	21.79	1.90	8.35	0.42
立憲王政	15.34	0.77	11.11	0.56
第三共和政	4.21	0.48	4.93	0.55

× × ×

お願い。——たった今その諸成果の陳述を終ったばかりの労作の伝達を終えた今、土地所有統計の組織化こそが政府及び経済学に与えられている真の奉任であると考えすることは、果して大胆に過ぎるであろうか？最も肝要な部門は、この所有権、その価値、等々の動向の定期的な確認を目的とする統計であろう。政府は、われわれはそのことを疑わないのだが、面積のロットの一覧表を、その代理人の1人の創意によって実験されたような形式で、すべての県で作成させることを決定すべきである。獲得された経験は失われることはない。これらの一覧表は、初めの2県でよりも後の2県でのほうが良く出来ている。収税官が土地台帳原簿の取扱いに馴染んでいる今日では、行政当局はその自由にできる二種類の代理人をもっている。すなわち、直接税局と収税官である。この作業は、この後者に命じれば、彼らのそれぞれ当りに8ないし10日以上を必要とすることはないだろうし、そのための報酬を

必要としない。

けれども、現在の時期についての統計文書を取纏める仕事は政府の任務であるとしても、現在の時期とそれ以前の時期との比較のための資料を探し出す仕事は、学者協会 (les Sociétés savantes) が最近参加をすすめたばかりの、経済的及び社会的な研究の愛好者たちの任務である。コミュニオンや、慈善院や法人団体の文書庫の中に、pouillés, terriers, compoix, aveux, dénombrements, cueilloirs, 等々のような古文書(訳者注2)が存在しており、それらの古文書の検討は、今後、貴重な情報の豊かな収穫物を提供するだろう。そこにこそ、作業者や探求者にとっての、全く新らしく、且つまた、より高い興味をもった開拓分野がある。

(訳者注2) このうち、compoix については、A. ソブウル「フランス農業史の一史料——ラングドックの compoix (土地台帳)——」, 「土地制度史学」, 1959年第2号参照。